

民法

問題 1

民法145条の「当事者」の範囲に関する基本的理解を問う問題である。判例のいう民法145条の「当事者」の判断基準を正確に理解しているか、主たる債務が消滅することによって保証人が受ける利益を保証債務の本質に即して正確に理解しているかを主な採点項目とした。

問題 2 [設問 1]

民法177条の「第三者」の範囲に関する基本的理解を問う問題である。本問のZは、いわゆる単純悪意者であるが、単純悪意者が民法177条の第三者に当たるかどうかを検討する必要がある。一般に、民法177条の第三者とは、「当事者およびその包括承継人以外の者で、登記の欠缺を主張するにつき正当な利益を有する者」をいうとされ、単純悪意者は、177条の第三者から除外されないとされている（一般的には自由競争の論理によって正当化される）。第三者の定義に関する正確な理解、単純悪意者が除外されない理由について説得的な論証が必要である。悪意者排除に立つ場合にも、単純悪意者が177条の第三者から排除される理由について、上記理解の問題点に言及しつつ、説得的な論証が求められる。何れの見解に立つかによって採点に差を設けていない。

問題 2 [設問 2]

不法行為責任の追及に関しては、侵害された権利は何か、709条の権利侵害に債権侵害が含まれるか、対抗要件主義との関係をどのように考えるか等に言及しつつ、不法行為の成否について検討する必要がある。留置権の主張に関しては、被担保債権の債務者と引渡請求権者が分離する場合の留置権の成否について、牽連性要件との関係を踏まえつつその成否を論じる必要がある。

問題 3

家族法領域からの出題であるが、「詐害行為取消権」という財産法領域の基本問題において、「遺産分割」や「相続放棄」がどのように位置づけられるかを問う。その意味で、家族法と財産法の交錯領域である。遺産分割及び相続放棄の法律効果を理解しているか、その理解の上に立って、遺産分割協議、あるいは相続放棄が詐害行為取消権の成立要件を充たすか否かについて、論理展開できるかを見る。既修者認定試験の意義を踏まえ、財産法の基本問題の学修の際、関連する家族法上の論点を精確に押さえているかを確認した。